

1 ④ 不起訴処分は確定判決ではないから、確定判決を受けた者の利益を尊重し、法的安定性を確保するという一事不再理の趣旨が妥当する場面ではない。したがって、いったん不起訴とした者について、後になって起訴することができるのは当然であるし、確定前の裁判について検察官が上訴することもできる。

2 ③ 職務質問の対象となる不審者に該当するかどうかの判断は、理由のない独善的なものであってはならない。もっとも、警察官としての専門的知識・経験を前提とした合理的な判断により不審者と判断する場合も含まれ、誰が見ても不審者と認められる場合に限られるわけではない。

3 ② 本罪は公共危険罪であり、公共の危険を生じさせた点にその処罰の理由があるので、1個の放火行為によって数軒の家屋を焼損したとしても、公共の危険が1つしか発生していなければ、一罪とされる。

4 ① たとえ相手方の承諾があったとしても、人権に重大な制約を与える処分を令状なしに行うことは許されない。例えば、被疑者を逮捕するに当たっては、現行犯に当たる場合等はともかく、裁判官の令状によらなければならないとされる。

5 ⑤ 懲戒処分は、現に公務員である者に対してのみ行うことができる。なお、辞職の申出があっても、依願免職とするまでは公務員であるから、その間は懲戒処分を行うことができる。

6 ② 相談事案が刑罰法令に抵触する場合には、被害届不提出の意思をそのまま受け入れた取扱いをするのではなく、捜査や検挙という手段を講じなければ起きるかもしれない危険等について理解させるとともに、あえて警察に相談を持ち込むに至った事情を斟酌し、その真意を汲み取らなければならない。

7 ① 交番等の地域警察官の行う警らは、徒歩又は自転車により行うのが原則であるが、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行う。

8 ④ 挨拶もそこそこに、すぐに立ち去ってしまうことは、相手の立場を考えない行動であって、協力意欲を失わせる大きな要因となる。相手方に迷惑をかけていることを忘れず、直ちにその場で感謝を述べるべきである。

9 ③ 交通整理の行われていない横断歩道においては、歩行者が優先権を有し、たとえ車両等が近づいてきてもこれを横断して差し支えないとされる。

10 ⑤ ノルウェーは、EUに加盟することによって、国の文化や独自性を保つのが難しくなることや、貿易・産業の分野において自国の利益を十分に守ることができなくなることを理由に、EUに加盟していない。